

1. 施設の名称等

施設名称	頓泊園地休憩施設
所在地	五島市玉之浦町頓泊276-2

事業所管	県民生活環境部	自然環境課
課（室）長名	石川 拓哉	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	—
	施策	—
	事業群	—

2. 施設の概要

設置年月日	平成 17 年 7 月 19 日
設置法令等	自然公園内県営公園施設条例（昭和32年5月24日）
設置目的	西海国立公園内でも有数の海水浴場である頓泊において、棧敷やシャワー施設等を設置し、夏季に集中する利用者の利便性の向上及び利用の推進を図る。
利用対象者等	主な利用対象者：県民及び県外公園利用者、海水浴客
施設内容	主な施設：シャワー（木造平屋）1棟、休憩施設（棧敷）1棟
施設の利用料金体系	棧敷（一般）500円（小中学生）300円、シャワー（1回）200円、ロッカー（1回）100円

類似施設の設置状況	利用料金	大崎海水浴場 （川棚町）		結の浜リバー （県）	
		大人	500円	軽・普通車	500円
		小人	300円	マイバス	1,000円
				大型バス	2,000円
				バイク	100円
		シャワ- ロッカ-	上記料金に含む	シャワ- ロッカ-	100円 100円
	年間利用者数 （令和元年度）	5,190人		28,825人	
	指定管理者 制度導入	平成18年4月1日～		（諫早市へ管理委託）	
指定管理者	（一社）川棚町観光協会				
公募・非公募	非公募				

区 分 （単位：千円）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （実績）	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （計画）
県	0	0	0	0	0
予	0	0	0	0	13,539
算	0	0	0	0	13,539
内	0	0	0	0	0
訳	0	0	0	0	13,539
				0	0
	0	0	0	0	13,539
					808

「利用者100人あたりの費用」= C ÷（利用者数 ÷ 100）

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	《所在地》	五島市福江町1-1	
	《名称》	五島市	
	《代表者氏名》	市長 野口 市太郎	
指定期間	平成 30 年 4 月 1 日	～ 令和 3 年 3 月 31 日	
業 務	①施設（設備）の維持・修繕等		
利用料金制	■ 導入済	未導入	
	選定方法	■ 公募	非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	①	利用者数	(目標値の根拠)		〈令和2年度実施における変更点〉				
	②		過去3カ年の利用者数実績の平均値とする		なし				
	③								
	実績		単位	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (計画)	
	①	a	目標値	人	1,449	1,550	1,734	1,769	1,676
		b	実績値	人	1,877	1,704	1,727	1,596	
		c	達成率(b/a)	%	129	109	99	90	
	②	a	目標値						
		b	実績値						
		c	達成率(b/a)	%					
③	a	目標値							
	b	実績値							
	c	達成率(b/a)	%						
指定管理者の収支状況	事業計画(R1) (千円) 実績-計画		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (計画)		
	利用料金	1,550	△ 340	1,357	1,276	1,269	1,210	1,297	
	県負担金	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	68	△ 13	67	68	69	55	10	
	収入計(a)	1,618	△ 353	1,424	1,344	1,338	1,265	1,307	
	支出(b)	1,025	△ 55	849	899	1,036	970	1,309	
	うち人件費	546	△ 19	403	403	409	527	704	
	収支(a-b)	593	△ 298	575	445	302	295	△ 2	
配置職員数	常勤	4	0	4	4	4	4	4	
(人)	非常勤	2	4	2	6	6	6	2	

※この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したものととしては、「2 施設の概要」の「県予算」の「その他」がある。

5. 令和元年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計	画	実	績
	<指定管理者実施分> ①施設の維持・管理 ・施設の維持管理 ・施設の防火・防災 ・救急・警備・防犯 ・利用者の安全確保 ②施設の運営業務 ・施設内行事の企画・調整・実施 ・自然公園内県営公園施設条例に基づく許可及び利用料金の徴収 ・施設の利用促進 <県実施分> ①施設被災の際の本格復旧 ②行政財産目的外使用許可及び許可に伴う使用料の徴収 ③その他協定書に定める指定管理者の業務以外		<指定管理者実施分> ①施設の維持管理業務 ・シーズン中は現場管理者による掃除・施錠等の維持管理を行い、台風等緊急時には職員により被害防止策を図った。また、オフシーズン中は職員により定期的に確認した。 ・シーズン中は火の元責任者を配置し、オフシーズン時には定期的に職員が点検を行った。 ・シーズン中は救命講習を受けた監視員を配置し、水難防止、防犯に努めた。 ・案内板を作成し、危険行為・迷惑行為を行わないよう注意を呼びかけた。 ②施設運営業務 ・条例・規制に基づく施設利用許可及び施設使用料金の徴収を行った。 ・広報誌、ホームページ等へ掲載し、市内外に情報発信するなど利用促進を図った。 <県実施分> ①実績なし ②実績なし ③実績なし	
	指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価		B	

(説明) ※管理運営の状況や収支の状況の検証結果、成果指標の達成状況等を踏まえて記載

- 管理運営業務は協定書のとおり適切に遂行されているが、週末の悪天候により利用者数は目標を下回った。
- 利用者の安全のための取組を適切に実施しており、安全管理も徹底されている。

6. 令和2年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
○海水浴場施設であるため、夏の天候状況に利用者数が影響されるが、国立事業施設として、快適に利用者へ提供できるよう、利用者の声を随時把握し、適正な管理運営に反映させる。 ○市への施設の譲与に向け、老朽箇所の修繕等を行う。

7. 令和2年度事業の評価

視 点		評 価	施設の在り方についての評価	視 点		評 価
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a		必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a			・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a			・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない ■ c. 適当（可能）である
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a		効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	a			・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a			・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない
	(その他の観点)			有効性	・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある
			(その他の観点)			

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

8. 令和3年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	改善	■ 移管	廃止
(説明：令和3年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
○施設を五島市へ譲与し、令和3年度から市による管理運営がなされる。これにより、周辺の市施設と一体となった施設の活用が可能となり、利用の増進が期待される。				